

やまなし県有林 J - V E R 販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、山梨県が、山梨県県有林で取得したオフセット・クレジット(以下「やまなし県有林 J - V E R」という。)を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体等に販売することについて定めるものとする。

(購入者の募集)

第2条 やまなし県有林 J - V E R の購入者(以下「購入者」という。)の募集は、原則として県ホームページにより行うものとする。

2 やまなし県有林 J - V E R の販売は、山梨県が保有する数量の範囲内で行うものとする。

(購入の申込み)

第3条 やまなし県有林 J - V E R の購入を希望する者(以下「購入希望者」という。)は、購入申込書(様式1号)を、持参、郵送のいずれかの方法により、知事に提出するものとする。

ただし、次に掲げる者は対象外とする。

(ア) 各種法令に違反している事業者、団体等

(イ) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする事業者、団体

(ウ) 暴力団又は暴力団員の統制下にある者

(エ) その他、本事業の適正な実施ができないと認められる者

2 知事は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、やまなし県有林 J - V E R の使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

3 申込みは、1トン(t-CO₂)単位で行うものとし、最低販売数量は1トン(t-CO₂)とする。

(購入者の決定)

第4条 知事は、前条の規定による申込みがあった場合は、随時、当該申込みの内容についてやまなし県有林 J - V E R の活用に関する妥当性の有無を判断し、購入者を決定する。

2 知事は、前項の規定により購入者を決定した場合は、決定した購入希望者に購入決定通知(様式2号)により通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 知事は、前条第1項の購入者と契約書を作成し、契約を締結する。

(売買代金の納付)

第6条 購入者は、やまなし県有林 J - V E R の売買代金を、知事が発行する納入通知書等により、指定する期日までに納入するものとする。

(やまなし県有林 J - V E R の移転・無効化)

第7条 知事は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J - クレジット登録簿システムの操作により、県の保有口座から購入者が指定する保有口座へ、購入した数量のやまなし県有林 J - V E R の移転手続を行うものとする。

ただし、購入者がJ - クレジット登録簿システムにおける口座を持たない、若しくは、県によるやまなし県有林 J - V E R の無効化を求める場合においては、県は、自らの保有口座にあるや

まなし県有林 J - V E R の内、購入者へ販売したやまなし県有林 J - V E R の無効化を行うものとする。

(購入後の報告)

第 8 条 山梨県は、やまなし県有林 J - V E R の購入者に対して、やまなし県有林 J - V E R の使用内容について報告を求めることができるものとする。

2 前項の求めを受けた購入者は、購入したやまなし県有林 J - V E R の使用内容について報告するものとする。

(裁判管轄)

第 9 条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、山梨県甲府市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 1 0 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 1 1 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 8 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 3 月 1 6 日から施行する。